

令和 2年 6月12日

産廃第13-1094号

許可番号

コピート厳禁

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市駿河区豊田二丁目7番9号

氏 名 静和エンバイロメント 株式会社

代表取締役 和波 剛

複写厳禁

本許可証の写しを複写・印刷・
使用することを禁止します。
許可取得の為の使用は無効です。

静和エンバイロメント株式会社

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 平成28年 6月23日

許可の有効年月日 令和 5年 5月31日

複写厳禁

本許可証の写しは許可内容の表示を目的に
製し、複製は禁じます。

許可取得のための使用は禁じます。

年 月 日

静和エンバイロメント株式会社

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻

汚泥(#1)

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類(*) (#1)

紙くず

木くず

動植物性残さ

金属くず(#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)

鉱さい

ばいじん

以上13種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
平成13年 6月 1日	指令中環第6-12号	新規許可
平成17年 7月20日	指令中環第8-11号	変更許可
平成19年 2月23日	指令中環第8-32号	変更許可
平成28年 6月23日	指令産廃第9-228号	更新許可（優良認定）
令和 2年 6月12日	-	変更届（商号）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)